

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名：農林部森づくり課

事業種名：治山・森林管理道整備事業

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

治山事業の実施に当たっては、木製品の積極的な利用や立木の伐採を最小限にとどめるなどして、環境への負荷を軽減するよう努めた。谷止工では鋼製資材を使用した工法を採用して周囲の景観になじむよう配慮し、環境配慮方針の実践に努めた。

森林管理道の整備に当たっては、木製品や再生資材の積極的な活用に努め、また環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

（治山事業）

- ・丸太筋工や仮設工で木材の利用に努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・コンクリートを使用しない工法の採用や、鋼製組立網を採用することにより、水質保全を図るとともに周囲の景観との調和に配慮した。
- ・環境対策型建設機械の採用などに努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・立木の伐採が最小限となる工法を選定し、現場環境への影響を最小限に抑え、周囲の景観との調和を図った。
- ・資材の運搬等にモノレールを使用し、現地地形や植生への影響を最小限に抑えた。

（森林管理道整備事業）

- ・壁面の緑化が可能な補強土壁工の採用により、周囲の景観との調和に配慮するとともに、現場発生土の軽減に努めた。
- ・環境対策型建設機械の採用などに努め、環境への負荷の軽減を図った。
- ・木柵工の設置や、グレーベージュ塗装のガードレールの採用により、周囲の景観への調和に配慮した。

3 今後の方針

(環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。)

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

部局名：農林部森づくり課

事業種名：治山・森林管理道事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合 評価
1	西向予防治山事業	施工段階	12	10	83.3	4
2	無位ノ入予防治山事業	施工段階	12	11	91.7	5
3	秩父中央線森林管理道開設事業	施工段階	15	14	93.3	5
4	半納城峰線森林管理道開設事業	施工段階	15	14	93.3	5
5	勝呂入山線森林管理道改良事業	施工段階	12	10	83.3	4
	合計		66	59		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（西向）
事業の規模	施工面積2.7ha	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成28～29年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>平成27年の台風18号に伴う大雨により山腹の崩壊が発生し、今後も大雨等による被害拡大の可能性が大きい。</p> <p>このため、斜面安定工及び伏工により山腹崩落の拡大を抑制するとともに、床固工により崩落土砂等の流出を防止する。</p> <p>工事箇所の下部には、人家13戸、飯能市簡易水道浄水場、県道100m及び市道300mがある。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

斜面安定工により、植生回復に必要な表土を地山に固定させるとともに、表土が流失した個所については伏工を施工し植生の早期回復に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（西向）
-----	------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					83.3	12	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業(無位ノ入)
事業の規模	施工面積 13.32ha	実施場所	ときがわ町西平地内
計画期間	平成28～30年度	段階	施工段階
事業の概要： 渓流及び山腹の風化により地山の表面浸食が進行し、土砂崩壊の恐れがあるため、予防対策として谷止工、土留工及び植栽工を実施して、斜面の安定と植生の導入を図る。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 透水性のある大型かご枠を施工し、濁水の発生を抑止するとともに下流への土砂流出を予防した。
- ・ 木製構造物として丸太筋工を採用するとともに、植栽工により早期の緑化を目指した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（無位ノ入）
-----	--------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					91.7	12	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（秩父中央線）
事業の規模	幅員4.0m 延長12,300m	実施場所	秩父市荒川白久地内
計画期間	平成9年度～平成38年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>森林の適切な管理による公益機能の高度発揮や、林業経営の効率化及び山村の生活環境の改善を図るとともに、災害発生時の迂回路として活用するため、秩父市旧荒川村日野から旧大滝村大滝までを広域的に結ぶ路線として、全体計画延長12,300mの森林基幹道を整備する事業である。この開設により、森林の適切な管理、作業現場へのアクセスの改善、集材距離の短縮、高性能林業機械の導入により林業生産性の向上を図ることができる。また、山林火災発生時の消火活動用道路としても重要な役割を果たすものである。</p> <p>平成26年度の施工延長は79mである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・建設発生土を抑制するために、補強土壁工法を採用した。
- ・補強土壁工の壁面緑化により周囲の景観との調和を図り、自然生態系に配慮した。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（秩父中央線）
-----	------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		93.3%		15	14		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（半納城峰線）
事業の規模	幅員3.5m 延長170m	実施場所	秩父市吉田石間地内
計画期間	平成16～37年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>秩父市及び皆野町における森林整備の推進を目的として、秩父市吉田石間と皆野町大字上日野沢とを結ぶ計画総延長6,300mの森林管理道を整備する事業である。</p> <p>平成27年度は半納工区で170mを開設した。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事資材として県産木材を積極的に利用し、木材利用の推進に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（半納城峰）
-----	-----------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
	実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)			
	93.3%		15	14			

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（勝呂入山線）
事業の規模	幅員3.5m、延長229m	実施場所	比企郡小川町大字勝呂地内、秩父郡東秩父村大字安戸地内
計画期間	H24～H28	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本線は平成23年度に開設が完了した路線で、小川町と東秩父村を連絡する林道として地域の期待が大きい。</p> <p>開設後間もないこともあって法面の不安定な箇所があり、本格的な活用の妨げになっていることから、法面保全を実施して地域の連絡林道としての機能の向上を図る。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・使用資材については、再生資源の活用を図る。 ・構造物の設置にあたっては、景観に考慮する。 ・植生基材吹付工の緑化基盤材は建設副産物を利用したものを用了。
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（勝呂入山線）
-----	------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供 するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。						
		実施率 (b / a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		83.3				12	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。